

は場整備事業等と国道(知事管理に係るもの)及び県道の法尻構造について(通知)

技術基準の種類:設計・施工 通知日 :昭和59年10月18日

発道第202号 昭和59年10月18日

農村整備課長殿

道路課長

ほ場整備事業等と国道(知事管理に係るもの)及び県道の法尻構造について(通知)

ほ場整備事業等の実施に際し、ほ場整備区域と国道(知事管理にかかるもの)及び県道(以下「国県道等」という)の道路に隣接する場合の道路法尻の構造について、下記及び参考図のとおりとしたので、今後、実施にあたり関係機関の指導方よろしくお願いします。

記

- 1 国県道等の道路法面が土羽構造の場合は、法勾配1:1.5の基準線を設定し次の条件を守るものとする。 (1)国県道等の道路法長が10m以上となる場合は、10mごとに小段(幅1.0m)を設置する。 (2)基準は内に水路等を設置する必要が生じた場合には、法面崩落が生じないようコンクリート構造物等 を設置する
- を設員する。 国県道等の道路構造物に接して切土を行う場合は、地質等を十分調査の上実施する。 用地の境界が不明確とならないよう、用地杭の設置を行うものとする。 その他疑義の生じた事項については、その都度協議するものとする。

参 考 図 面

